

平成 16 年 8 月 4 日

(建設工事・市内業者用)

焼津市総務部契約管財課

実務経験(10 年経験)に基づく主任技術者届出の取扱について

- 1 原則 2 業種までとする。
- 2 実務経験の期間認定について
 - (1) 「実務経験証明書」の記載は、1 年 1 工事で 10 年分の記載で可とする。
 - (2) 複数業種の申請時は、同一年度、同一工事における経験での申請は許さない。
(同一年度でも他の工事であれば(1)の適用を認めることとする。)
- 3 3 業種以上の申請については、2 の適用はしない。
申請業種の全てにおいて、各 10 年以上の経験内容及び経験期間の証明を求める。